

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現

～ ともに認め合い 誰もが自分らしく暮らせるまち 焼津 ～

私たち一人ひとりがお互いを尊重し認め合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしい生き方を選択することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の基本目標

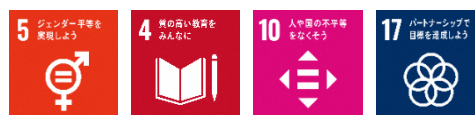
本計画の基本理念である「男女共同参画社会の実現」のために、4つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。基本目標ごとに数値目標を設定し、達成状況を評価することで、本計画を実行性のあるものとしします。

また、本計画では女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス実現に関する施策を重点目標と位置付け、集中的に取り組んでいきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識が浸透した社会の実現

性別による固定的な役割分担意識は個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる大きな要因となっています。それらを解消していくためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識をもち、その必要性を理解した上で自らの意識を変えていくことが求められます。家庭や職場、学校などあらゆる場面で、固定的な性別役割分担意識や無意識な思い込みにとらわれることなく、誰もが個性や能力を生かすことができるよう、男女平等や男女共同参画に関する情報や学習機会の提供を行うとともに、幼い頃から男女共同参画の意識を浸透させるため、家庭や学校での子どもの教育にも注力していきます。

【関連するSDGs】



基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現

男女共同参画社会の実現のためには、男女が共に社会のあらゆる意思決定の場に対等な立場で参画し、多様な考え方を反映させていくことが重要です。しかし、市や事業所における政策・方針決定の場への女性の登用は少しずつ進んではいるものの、登用率は男性に比べて低く、政策・方針決定過程で女性の意見が生かされる機会は不十分です。

地域においても女性が先頭に立ってまちづくりを進めている状況はあまりみられません。また、これまでの各地の災害の教訓から、防災や避難所運営においても女性の視点を取り入れていく必要があります。

男女双方の意見や考え方が対等に反映されるために、市、企業、団体の政策・方針決定の場への女性の登用・参画を促進するとともに、地域活動への女性の参画を進めていきます。

【関連するSDGs】



基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和がとれ、誰もが活躍できる社会の実現

労働力の減少、雇用体系の多様化により、女性の労働力が期待される中、就労の場で性別に関わりなく、個性と能力を発揮する機会が保証されることは必要不可欠です。働く男女が平等な立場で共に能力を発揮し、安心して働き続けられる環境を実現するため、職場環境を推進します。また、働き続けたい女性が、子育てや介護により離職しないための支援や再就職のための支援を行います。

近年、男女の働き方や家庭生活への関わり方などライフスタイルに対する意識が変わる中で、本人が望むワーク・ライフ・バランスを実現するのは難しいのが現状です。福祉や子育ての分野における行政サービスの充実のみならず、企業などに対し、長時間労働の解消や多様な働き方が選択できる「働き方改革」の推進など、仕事と仕事以外の生活の両立支援に向けた体制づくりの必要性について、引き続き啓発・働きかけをしていきます。

また、男性への育児・介護休業の取得や家庭生活への参画促進などへの働きかけを行い、仕事と家庭生活を男女が協力して両立していく意識の醸成を図ります。

【関連するSDGs】



基本目標Ⅳ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

すべての市民がいきいきと暮らしていくためには、それぞれの身体的特性を理解し、相手に対して思いやりを持って接することが重要です。特に女性は妊娠・出産、更年期障害など生涯にわたり様々な健康面の変化やリスクに直面し、仕事や生活に影響することから、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を持ち、生涯にわたる健康課題について、男女ともに理解を促す必要があります。それぞれの健康課題について正しく理解し、自らの判断で心身の健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援を進めていきます。

DVやハラスメントなどのあらゆる暴力についても、関係機関の連携を強化し、被害者に対する相談体制の充実や自立に向けた支援を引き続き行います。

非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、貧困や社会的孤立など生活上の困難を抱える人が増えています。また、LGBTQなどの性的少数者であることで偏見や差別から生きづらさを感じ、孤立に陥ってしまう人もいます。こうした様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

【関連するSDGs】



3 計画の体系図

基本理念

男女共同参画社会の実現

～ ともに認め合い 誰もが自分らしく暮らせるまち 焼津 ～

基本目標	基本的施策	施策の方向
【基本目標Ⅰ】 男女共同参画の意識が浸透した社会の実現	I-1 男女共同参画の視点に立った意識改革	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の充実 (2) 家庭や職場における男女共同参画意識の改革 (3) 人権の尊重に関する広報・啓発活動の充実
	I-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1) 学校における男女共同参画・人権教育の推進 (2) 家庭・地域社会における学習機会などの充実 (3) 男女共同参画に関する研修の充実
【基本目標Ⅱ】 社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現	重点 II-1 地域や職場などの政策・方針決定の場での女性活躍の促進 *1	(1) 市政・審議会などへの女性の参画の推進 (2) 企業・地域団体などにおける方針決定の場への女性の参画支援
	II-2 男女共同参画の視点を反映した地域活動の推進	(1) 地域社会における男女共同参画の促進 (2) 男女共同参画の視点を反映した防災の推進
【基本目標Ⅲ】 仕事と生活の調和がとれ、誰もが活躍できる社会の実現	重点 III-1 職業生活における女性活躍の推進 *1	(1) 女性の就労支援 (2) 職場における女性活躍の推進
	重点 III-2 すべての市民のワーク・ライフ・バランス実現の推進 *1	(1) すべての市民の働き方改革の促進 (2) あらゆる世代のワーク・ライフ・バランス実現に向けた社会づくり
	重点 III-3 誰もが家事・育児・介護を担える環境の整備 *1	(1) 男女の家事・育児・介護の役割分担意識の解消 (2) 安心して子育て・介護ができる環境づくり
【基本目標Ⅳ】 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	IV-1 すべての市民の“健康づくり”と“生きがいづくり”の推進	(1) 性差と年齢に応じた心とからだの健康づくり (2) 妊娠・出産・育児期における女性の健康支援
	IV-2 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 *2	(1) 暴力被害防止に向けた広報・啓発活動の充実 (2) 相談・研修体制の充実と連携強化 (3) DVなどの被害者への自立支援の充実
	IV-3 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる社会の整備	(1) 生活上様々な困難を抱える人々への支援 (2) 多様な性のあり方への理解の推進

*1 女性活躍推進法関連、*2 DV防止法関連

計画の概念図

この計画で設定した4つの基本目標を、“計画の基盤”と“計画の柱”に分類しました。

“計画の基盤”は基本理念を実現するために大切な基礎的な部分であり、“計画の基盤”が整うことで“計画の柱”が上手く機能するようになります。また、“計画の柱”は基本理念の実現に向けた具体的な取組にあたることから、“計画の柱”も“計画の基盤”と同じくらい大切な役割を持ちます。

基本理念の実現を現実的なものとするには、この“計画の基盤”と“計画の柱”の両方がバランスよく推進されなければなりません。

